

委員の眼

「会計監査六法」の
変遷を辿ってASBJ 委員
みずほ証券(株)執行役員財務・主計グループ長やまだ たつや
山田 達也

このたびの東日本大震災で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

震災の発生が年度末近い3月11日だったこともあり、企業会計の実務においてもさまざまな課題や論点が浮上し、現場で携わる方々もその対応に尽力してこられたことと思う。私も微力ながら自分にできることを積み重ねていきたいと考えている。

さて、本稿の依頼に頭を悩ませていたところ、ちょうど平成23年版の「会計監査六法」と「金融会計監査六法」（ともに日本公認会計士協会出版局発行）が手許に届いた。

B5判で、「会計」の厚さが約6.0センチ、「金融」の厚さが約5.0センチある。「六法」の名にふさわしく、1つだけでも圧倒的な存在感である。それが2つである。同時発売で「学校法人」、「非営利法人」の各会計監査六法もあるという。かつては1冊で、もっと小さく、もっと薄かった。年月を経るにしたがい大きく変貌を遂げてきたわけだが、実はこの変遷こそがわが国の企業会計の歩みそのものではないかと思に至った。

そこで、私の会計・経理業務に携わった経験と「会計監査六法」の変遷を重ね合わせてみてはどうか、と考えた次第である。これが本コーナーの趣旨に合っているのかいささか心許ないし、各委員の先生方の鋭い視点と比べると何ともしまらない「委員の眼」ではあるが、ご容赦を乞う。

思い返せば、私が新入社員として会社（銀行）の経理部に配属になった昭和57年当時は、たしか名称も「監査『小』六法」で厚さもそれほどではなかった記憶がある。もっとも新人でもあり、元来の勉強嫌いに加え、当時の銀行の会計・経理については大蔵省銀行局通達に依拠した決算経理基準という独自の規定が存在していたこともあり、「監査小六法」を開く機会も多くはなかったような気がする。

今回、日本公認会計士協会の図書資料室に所蔵されている当時の「監査小六法」（中央経済社発行）を確認させていただいた。昭和55年1月に初版が発行され、昭和58年に改定版が出ているようなので、当時、私が目にしていただいたのは初版かもしれない。つまり私の会計・経理業務のキャリアと「監査小六法」はスタートがほぼ同時だったらしい。ちなみに初版はB6判で、厚さ約2.0センチ、ページ数は677ページ。収録されている内容も監査基準や企業会計原則など5つの基準等が収録されている「会計諸則編」と日本公認会計士協会の「委員会報告編」のページ数がほぼ半々といったところである。この中の企業会計原則は最終改正が昭和57年4月であり、今日に至るまで29年

間改正が行われていない。10 ページ強の分量であるものの、“原則”という単語が頻出しており、思わずプリンシプルベースという言葉の思い浮かべてしまった。

3 年ほど経理部に在籍したあと異動し、次に会計に携わる部署に勤務を命ぜられたのは平成 11 年。同 19 年まで在籍することとなる。

平成 11 年当時は日本版金融ビッグバン、会計ビッグバンが進行していた。既に銀行には自己査定制度が導入され税効果会計を先行適用。財務報告は連結主体に移行し、退職給付会計基準や金融商品会計基準の導入が控えているというような時期であった。また上記の大蔵省通達が廃止され、銀行の会計・経理についても他業界同様一般原則が適用されることになったのもこの頃であり、銀行経理を取り巻く環境が大きく変わらんとしている時期であった。

この在籍期間は、不良債権処理への対応と情報開示の拡充に追われながら、一方で新たな会計基準の導入、さらにはグループの経営統合作業も重なり、多忙を極めていた。終盤にはグループ持株会社のニューヨーク証券取引所上場に伴い、SOX 法対応プロジェクトの推進も行う等、幅広くさまざまな経験をした時期でもあった。

さて、平成 11 年版の「監査小六法」を見てみると、B6 判で、厚さは約 3.6 センチ、ページ数は 1,800 ページ強。初版の 3 倍弱のボリュームとなっている。「会計諸則編」と「委員会報告編」がやはりほぼ半々でそれぞれ 900 ページずつくらいである。前者には、企業会計原則は変わらずに存在しているものの、退職給付や税効果会計に係る会計基準などが追加されている。後者の中には「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」が含まれているが、これには大変お世話になった。

その後、「監査小六法」はさらに著しい成長をみせる。平成 13 年版からは金融商品会計基準の実務指針等の収録などに対応するためか、サイズが B6 判から A5 判に拡大されている。大きくなって少々持ちづらくなったなと感じたことを覚えている。ただしこれにより、厚さは約 1.3 センチ薄くなり、ページ数も前年の約 2,100 ページから約 1,600 ページへ減少。

平成 15 年版からは姉妹書として「金融監査小六法」が創刊された。これには金融商品関連の会計基準等に加えて、銀行法等の関連法規や金融検査マニュアルなども収録されており、銀行経理の関係者としては有り難かった。ただ、とうとう 2 冊である。

以降もこの 2 冊はそれぞれページ数を増加させていく。「監査小六法」は平成 19 年版からは内部統制監査基準等の収録に対応すべく、横組み化がなされている。それでも厚さは約 6.8 センチ。両端をきちんと抑えてページを開く必要があり、製本が物理的な限界に近付いてきた感があった。「小六法」の「小」の字が居心地悪そうだった。平成 20 年版では厚さ約 7.7 センチとなり、厚さのピークを迎える。

私が三たび会計関連の部署に戻った平成 21 年版からは、ついに名称から「小」が取れて「会計監査六法」。サイズも B5 判に再び拡大され現在にいたる。

以上のとおり、「会計監査六法」の変遷はまさにわが国の企業会計の歩みそのもので、とくにここ数十年、質量ともに加速度的に充実していくその過程を振り返ることは、わが国を取り巻く諸情勢の動向も反映しつつ、多くの先生方や専門家、実務家の方々が会計基準の改革に取り組み、その熱意と努力が結実していった道程を辿ることであった。

同じ年に企業会計基準委員会 (ASBJ) の委員に就任させていただいた。会社では年 4 回の決算

業務のほか、国際財務報告基準（IFRS）導入への対応を本格化させている。金融業界にとって影響が大きい減損やヘッジ会計といった基準の改定状況が大いに気になるところである。

IFRSの基準書も近年2分冊化され、今後とも基準改定のためにページ数が増えていくのは疑いないところであろう。4大監査法人のIFRSに関する解説本も、本棚のかなりのスペースを占めてしまう。IFRSが導入された暁には「会計監査六法」はいったいどんな姿になっているのだろうか。日本基準も残っているとすると…。

スタートを同じくした「会計監査六法」の成長に私は到底追いついていない。差は開くばかりではあるが、今回振り返って改めて感じた諸先輩の熱意と努力に少しでも追いつけるよう、また、高品質の会計基準開発にいくらかでも貢献できるよう、気持ちもあらたに今後とも日々研鑽を積んでいきたいと思う。